

茨城県後期高齢者医療広域連合議会公印規程

平成 19 年 3 月 29 日

議会訓令第 1 号

改正 平成 19 年 5 月 15 日 議会訓令第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、茨城県後期高齢者医療広域連合議会の公印に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の名称等)

第 2 条 公印の名称、書体、寸法、ひな型、使用区分及び公印管守者は、別表のとおりとする。

(準用)

第 3 条 公印の保管、使用等の取扱いに関しては、茨城県後期高齢者医療広域連合公印規則(平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合規則第 3 号)の規定の例による。

附 則

この訓令は、平成 19 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 19 年 5 月 15 日から施行する。

別表（第2条関係）

公印の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	ひな型番号	使用区分	管守者
茨城県後期高齢者 医療広域連合議会 之印	てん書	方 24	1	広域連合議会名 をもってするとき。	議会事務局長
茨城県後期高齢者 医療広域連合議会 議長之印	てん書	方 24	2	広域連合議会議 長名をもってす るとき。	議会事務局長
茨城県後期高齢者 医療広域連合議会 副議長之印	てん書	方 24	3	広域連合議会副 議長名をもって するとき。	議会事務局長

公印ひな型

茨 城 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 議 会 之 印
--

1

茨 城 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 議 会 議 長 之 印
--

2

茨 城 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 議 会 副 議 長 之 印
--

3